

茂木外務大臣スピーチ
第11回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議
(9月25日、於:国連本部)

ゼルボCTBT事務局長,
御列席の皆様

現在、核軍縮をめぐる国家間の立場には大きな隔たりが見られ、核兵器国と非核兵器国の協力の必要性が益々高まっています。核軍縮分野で、その両者が参加するCTBTは、核軍縮分野における関係国間の具体的な協力を提供する重要な枠組です。CTBTは未発効ですが、各国のCTBTへのコミットメントや国際監視制度(IMS)の構築は、核実験を効果的に抑止する役割を果たしています。

我が国は唯一の戦争被爆国として、核軍縮・不拡散の推進に精力的に取り組んできました。そして、核兵器国と非核兵器国が協力できる現実的かつ実践的な取組の一つとして、CTBTの発効促進に尽力しています。

CTBTの発効促進に向けて我が国が重視する取組は3点です。

第一に、CTBTの発効促進及び普遍化です。この機会に、我が国として、残る発効要件国を始めとする未締約国に可及的速やかな署名及び批准を求めます。二年前の発効促進会議以降タイ及びジンバブエが批准し、ツバルが署名しました。CTBTの発効や普遍化に向けて、取組は着実に進展しており、そのための努力を継続していくことが重要です。

第二に、ＣＴＢＴ発効後、直ちに、ＣＴＢＴの実効性が確保されるよう、検証体制を強化することです。ＩＭＳの信頼性は、過去６回の北朝鮮による核実験の検知で実証済みです。ＩＭＳの能力は世界各国に設置された監視観測所からのデータに依存します。ＣＴＢＴの検証体制への信頼性を一層高めるため、全ての署名国に対し、国際データセンター（ＩＤＣ）への関連データの送信を求めます。また、現地査察（ＯＳＩ）に係る手続等の一層の進展に期待します。

第三に、途上国への能力構築支援です。我が国は、核実験検知に関する知見を共有するため、１９９６年以降毎年、グローバル地震観測研修を実施しており、これまでに総計７５か国２５４名の人材に対し研修を行ってきました。今後も各国のニーズに沿った能力構築支援を行っていきます。

さらに、我が国は、核軍縮の取組を進めていく上での原点として、被爆の実相の発信や次世代への継承を重視しています。その観点から、日本と各国の若者（ユース）の連携の可能性についても、追求していきたいと思います。

最後に、今回のこの会議からＣＴＢＴ発効促進共同調整国となるアルジェリア及びドイツのリーダーシップの下、国際社会の一致団結した取組によるＣＴＢＴの発効促進、そして核軍縮・不拡散の取組が着実に進展することを強く期待します。これらの取組に、我が国としても変わらぬ貢献を重ねていくことを誓い、私の挨拶といたします。